

1. 議事日程第1号

(平成19年第2回大口町議会臨時会)

平成19年4月5日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第38号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	鈴木喜博
5番	木野春徳	6番	齊木一三
7番	倉知敏美	8番	寺澤正和
10番	宮地計年	11番	酒井久和
12番	伊藤錦邑	13番	吉田正輝
14番	河合唯敏	15番	安藤桂
16番	大森道弘	17番	高橋歳治
18番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)9番

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義

会 計 室
会 計 管 理 者 前 田 守 文 教 育 部 長 鈴 木 宗 幸
保 険 年 金 課 長 吉 田 治 則

6 . 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長 近 藤 登 議 会 事 務 局 次 長 佐 藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長（安藤 桂君） ただいまから平成19年第2回大口町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付しました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（安藤 桂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番 伊藤錦邑君、13番 吉田正輝君を指名いたします。

会期の決定について

議長（安藤 桂君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（安藤 桂君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の2月分についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安藤 桂君） 日程第4、議案第38号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきます。

した議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第38号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険の財政基盤の安定を図るため、条例の一部改正をお願いするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（安藤 桂君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 改めましておはようございます。

それでは、議案第38号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2 ページから 5 ページの新旧対照表により説明させていただきます。

2 ページをお願いします。

今回の大口町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成18年度における国民健康保険特別会計繰越金見込み額が約 1 億 2,000万円と予想され、また国民健康保険事業財政調整基金残高につきましても、約 6,700万円を保有するという国保財政の状況を勘案し、国民健康保険税の医療分につきましては、総額で 3,000万円ほどの減額を行い、また介護分につきましては、介護納付金が年々増加傾向にあることに伴い、1人当たり 1,500円程度の調定額の増加を見込んでおります。

改正の概要につきましては、医療分の課税限度額及び介護分の課税限度額をそれぞれ引き上げるとともに、医療分につきましては、所得割の負担率及び世帯平等割額を改め、介護分につきましては、所得割及び資産割の負担率並びに個人均等割及び世帯平等割額を改めるものであります。

初めに、第2条第2項においては、医療分の課税限度額につきましては、平成19年4月1日の地方税法施行令の一部改正施行に伴い、現行の「53万円」から「56万円」に改正し、第3項においては、介護納付金の課税限度額につきましては、平成18年4月1日の地方税法施行令の一部改正施行等に伴い、現行の「8万円」を「9万円」に改正するものであります。

第3条の規定は、医療分に係る所得割の率を現行の「100分の6」から「100分の5」に改正するものであります。

第5条の2の規定は、医療分に係る世帯別平等割額を現行の「3万1,200円」から「3万円」に改正するものであります。

3ページをお願いします。第6条の規定は、介護納付金に係る所得割の率を現行の「100分の0.8」から「100分の0.9」に改正するものであります。

第7条の規定は、介護納付金に係る資産割額の率を現行の「100分の3.5」から「100分の5.0」に改正するものであります。

第7条の2の規定は、介護納付金に係る個人均等割額を現行の「7,200円」から「7,800円」に改正するものであります。

第7条の3の規定は、介護納付金に係る世帯平等割額を現行の「6,600円」から「6,000円」に改正するものであります。

第13条の規定は、医療分及び介護分に係る算定額の見直しに伴い、医療分、介護分それぞれ応益割、いわゆる個人均等割及び世帯平等割に係る7割軽減、5割軽減、2割軽減について、それぞれその軽減額の改正を行うものであります。

1ページにお戻りください。

附則、第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

第2項、改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、6ページには改正要旨を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いします。

以上で、議案第38号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第38号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今回のこの一部改正ですけれども、これは今後何年間を見越してこういうことを決められたのか、ぜひ資料がありましたら私もそれを見たいというふうに思います。

平成19年度の予算では、国保に加入しておられる方が6,700人、医療分としては4,500円の減をするということですので、これは計算すると3,000万円ちょっとぐらいの金額になると思うんですね。それを減額するんだというお話ですけれども、一方で、一般会計からの繰り入れも3,000万円、同様に減額するわけですけれども、例えば平成19年度、それから20年度、21年度、介護保険でも大体3年間ぐらいを見越してそれぞれ保険料等を算定するわけですけれども、国民健康保険も恐らくそうしたことをしてみえるのではないかなあというふうに思いますが、こういった見込みを、実際にそれぞれの年度で立ててやっておられるのか、そういう説明は今全くなかったというふうに思います。

提案理由の一番最初にも町長さん言われましたけれども、国民健康保険の財政基盤の安定を図るためというふうに御説明があったわけですけれども、実際に国民健康保険の財政基盤が一体、今後、例えば3年間なら3年間、どういう状況なのかという説明が、今回の一部改正の説明の中であって私はしかるべきだというふうに今の御説明を聞いていて思いましたので言うわけですけれども、今後3年間の見込みは一体どうなるのか、この点についてぜひ伺いをしておきたいと思います。

それから、介護納付金の関係ですけれども、平成18年度は介護納付金は9,900万円だったと思うんですが、今度の19年度では8,700万円に、逆に予算上減っている予算になっているというふうに私はお見受けしたわけですけれども、そうしますとどうしてその介護分については上げなければならないのか、私は今の御説明では到底理解ができないのであります。その点についてはどういうことなんでしょうか。

それから、平成18年度の当初予算では繰越金が3,500万円であったものが、平成19年度においては7,000万円になっております。実際の見込みは、私、当初1億1,000万円というふうに伺ったような記憶だったんですが、今の御説明ですと1億2,000万円ぐらいであるということでございますので、ここから、要するに一般会計からの繰り入れ及び医療分としての国民健康保険税の減額、これを合わせると6,000万円になるわけですけれども、この6,000万円を減ずると繰越金額というのは6,000万円になるんじゃないでしょうか。そうすると、繰越金が7,000万円ということでは予算との整合性が合わないということになってしまうのではないのでしょうか。

さらに、繰入金の前算の関係ですけれども、そういうことになるんじゃないかなあというふうに思うんです。

それから、平成19年度は18年度と比べても1,500万円ほど予備費が増額されているんですね。

そうしますと、2,500万円程度の18年度の予備費で十分だというのが増額されているわけですので、この増額されている予備費分も、私は実は国民健康保険税の方の減額、そうしたものに充てられる予算ではないかなあというふうに思うんですが、これはどうしてこのようなことになっているのか、ぜひ伺いをしておきたいと思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 吉田正議員から4点ほど質問をいただきました。

まず、今回の改正というのは3年間の見込みでの改正かという御質問でございます。今回の改正というのは、3年間の見込みというのはございません。今回の改正につきましては、17年から18年への所得の伸びが14%あるというようなことで今回改正をしております。

改正につきましては、先ほど部長から提案説明がありましたように、翌年度への繰越金が1億2,000万円という見込みであるということ、また過去3年間、国保財政調整基金に積み立てを行い、現在高がおよそ6,700万円ほどであるということ、これは18年度の保険給付費の5%を確保しているというような状況、以上のような状況から、今回改正をお願いするものであります。

順番どおりにいきませんが、次に繰越金の6,000万円というような御質問ございました。繰越金を差し引いた6,000万円につきましては、実はその他一般会計繰入金から18年度まで8,500万円の繰り入れをお願いしておりました。それを3,000万円下げることになります。国民健康保険事業につきましては、一応独立採算というのが大前提にありまして、国民健康保険の中でやっていくというようなことでございます。

次に、予備費の関係でございます。19年度は予備費は4,000万円お願いしているところであります。この4,000万につきましては、厚生労働省の通知によりまして、保険給付費の3%を計上するというようなことで、今回4,000万円をお願いしております。以上であります。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 介護納付金の答弁が漏れておりますので、それを伺っておきます。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 介護納付金につきましては、17年度以降赤字になっておるということで、それを一般会計繰入金で補てんをしている状況を勘案しまして、今回改正を行うものであります。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 介護納付金というのは、18年度は9,950万7,000円の予算だったわけで

すね。それが19年度は 8,743万 6,000円ということで減額になっておるわけですよ。違うんですか、歳出の方で。そうすると、介護納付金自体は前年と比べて下がっているのに、どうして今回の介護分の国民健康保険税は1人当たり 1,500円上げなければならないのか、私はそこがわからないものですから説明をしてほしいと言っているんです。わかりますか。前年と比べても予算は下がっているんですよ。下がっているのになぜ上げなければならないのか。全体として1人当たり 1,500円というのは、40歳以上64歳以下の人は一切何人おるのか、ちょっとそこら辺の説明もしていただいて、実際に幾ら赤字なのか、それも明らかにしてもらわないと質問が進められないです。全然わかりませんので、今の御答弁では、1,200万円くらい予算上は減っておるわけですよ。減っておるのに何で上げるのか、私わかりませんので教えてほしいんです。

それから、今後3年間とかそういう見通しは全く立てずに、今の繰越金が1億 2,000万円出てきたから今回の見直しなんだという御説明なわけですけども、そうすると、例えば一般会計からの繰入金 3,000万減して、今回の医療分の国保税の分 3,000万減して 6,000万減すると、またそれでも繰越金がまだ 6,000万円ほど出てくるわけですね。繰越金の 6,000万円が今後も出てくるのが予想されるわけですよ。違いますか。予想されるんですよ。なおかつ 6,770万円の基金、要するに保険給付費の5%分についてはもう既に確保されておるということであるのならば、さらに国民健康保険税の減額、そうしたものの予算として振り分けることがまだ可能なんじゃないかというふうに私は思うんですね。そのためには、やはり今年度だけ見るのではなく、平成20年、21年、そういった見込みを当然立てた上で今回どうするのかということを検討するのが普通なんじゃないですか。1億 2,000万円余ったからといって今回は減らしますということだったら、毎年毎年見直しなくちゃいけないじゃないですか、今の御説明では、そうじゃないですか。でも現実には、今まで毎年毎年そんな見直しはやってこなかったはずですよ。それは一定何年かの見通しを立てているから実際には見直しは行ってこなかったんじゃないんですか。私はそう思うんですけども、そうじゃなかったら、今独立採算だと言われまして、将来を見越さずに独立採算なんていうことはあり得ん話で、そんなに10年も20年も先のことを見越せなんていうことを言っておるわけじゃないんですよ。当然そういうものも資料としておつくりになってやっておられるんじゃないんですか。そこを私は伺っているわけですけども、その点の御回答も今なかったんですよ。

ですから、そこら辺も十分理解できるように、やはり議会にも当然資料としてそういうものは配付して、それは国保財政の将来的な見通しはこういうふうですよというようなことを指し示していただかないと、私は今回のこの問題について、どう判断していくのかということ是非常に困る状況があると思います。その状況は出ているでしょう。出ていないんですか。将来の

1年、2年、3年程度の見込みもなしに、今年度余ったから減額するんだ、ことは足らんからまた増額するんだと、毎年毎年こうしたことをおやりになられるんですか。そこが私、今の説明を聞いていても理解ができませんので、ぜひ伺いをしておきます。以上です。

議長（安藤 桂君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） まず、介護納付金の関係でお尋ねをいただきました。介護納付金の給付額が平成18年度の額に対して19年度は減ってきておると。にもかかわらず、なぜ増額をするのかということでございますが、要するに介護納付金というのは、実際に、納付金の精算と納付の時期というのは2年ギャップがあるわけですね。概算で払っておいて、精算が2年後ということが1点ございます。

それと、12年から御存じのように介護保険法がスタートしまして、今、第3期の介護保険の時期に入っておりますが、17年度現在では累積で1,200万というような赤字が今出ているわけです。そうした現象、あるいは第3期の1号被保険者の介護保険料につきましては、御案内のように、標準で3,150円に18年度から既に上げておるといふことにかんがみ、今回1年おくれでございますが、地方税法施行令の18年4月1日の改正を受けて引き上げをさせていただくというのが介護分に係る引き上げの要因でございます。

それから、長期的な展望での国保の財政運営ということを考えていないんじゃないかということでございますが、これにつきましても、既に御案内のように、20年4月からは新たな75歳以上を対象とする後期高齢者の医療制度がスタートします。そうしますと、各医療保険者につきましては、74歳未満の方々が後期高齢者の医療制度に対して4割分の支援金を払わないかんということで、まだこれにつきましても全くシミュレーションができていないわけですが、感覚的な話では4割分の支援金がふえてくるということで、さらに20年の4月に向けて、要するに19年度にはまた国民健康保険税の見直しが必要になってくるということは、私ども事務局としては理解しております。しかし、先ほどから何度も申し上げておりますように、これだけの19年度に向けての繰越金が発生する、あるいは財政調整基金が保険給付費の5%を超えた額を一応ストックできたという中で、これ以上の被保険者に対する国保税の付加は求めるべきではないということで、わずか19年度のみになるかもしれませんが、事務局の考えとして、今回減額をさせていただくということになったわけでございます。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） そうすると、今のところ平成20年、21年、長期と言いましたけれども、長期じゃないですね。直近の話ですよ。そこら辺の見込みも今のところ立てられない状況があるという御説明だったというふうに理解をしますし、今後の問題でいけば、これは当然歳出

の方でもそうですけれども、老人保健の拠出金というのはもう既に今でもあるわけですね。今年度は3億5,900万円、18年度は3億6,400万円ということで、もう既にこうした老人保健に対する拠出金が支払われているわけですが、今の現状で4割分だということであるのなら、あらかじめそういった試算というのは当然出てきて私はしかるべきだというふうに思うんですね。今の現状でも老人保健でやっておるわけですので、ただ年齢が違う、これは。73歳か74歳かまだ75歳までっていないんですよ。だからそういう中で、そちらの方は資料としては全部持っておられるわけですので当然わかる話だというふうに私は理解せざるを得ないわけですが、それでもわからんというふうに言われる、そこが私も理解できない。今でも老人保健に対する拠出金が支出されている現状があるわけですので、そこはごまかさずにきちんと、やはり将来と申しますか、来年、再来年程度の見通しは持ってやってもらわないと、私は非常に混乱を来すようなことがあってはならないというふうに思いますので、この点について聞くわけです。とりあえず今回は減額をする提案ですので、それに何か私は言っているわけではないですね。しかし、将来的な展望があるのかなのかと申したら、ないということになるとまた考えなくちゃいけない問題だなあということを思いました。

それから、介護納付金については、やっぱり私、今の御説明では理解ができません。何で18年度の9,900万円が8,700万円になって1,200万円も減額されておるのに、どうして1人当たり1,500円増額しなくちゃいけないのか、これが私わからないんですよ、さっぱり。この点についてはいかがなんでしょうか。

議長（安藤 桂君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 介護納付金の額が引き下がっておるにもかかわらず、国民健康保険税としての介護分の今回引き上げの改正と、そういった相矛盾があるということでございますが、あくまで先ほども申し上げましたように、介護納付金につきましては、概算としての額が国から示されるという中での今回の数字でございますので、実質その正確な数字につきましては、2年後しか判明しないという状況の中での今回のシミュレーションをやった結果と申しますか、今までの累積の額が17年度をもって赤字に転じてきておると、これはとりもなおさず一般の医療分、あるいはその他一般会計からの繰入金を食っておるという状況でございますので、こうした状況を改善するという意味合いもありまして、介護納付金の引き上げをさせていただくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第38号の質疑を終了いたします。

以上で議案に対する質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第38号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第38号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(安藤 桂君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成19年第2回大口町議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時05分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 安 藤 桂

大口町議会議員 伊 藤 錦 邑

大口町議会議員 吉 田 正 輝